

## 安城市軽度・中等度難聴児補聴器購入等費用助成事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児に対し、補聴器の購入及び修理（以下「購入等」という。）に係る費用の一部に係る助成金（以下「助成金」という。）の支給をすることにより、当該難聴児の言語習得、学力向上、社会性の向上等を図ることを目的とする。

### (対象児)

第2条 助成金の支給の対象となる者（以下「対象児」という。）は、（市内に住所を有する者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 18歳に達した日の属する年度の末日までの者であること。
- (2) 身体障害者手帳の交付の対象とならないこと。
- (3) 補聴器の装用が必要と医師に診断されていること。

2 前項の規定にかかわらず、補聴器の購入について、この要綱の規定に基づく助成若しくは他市区町村におけるこの要綱と同趣旨の助成又は労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令の規定に基づく補聴器の購入等の助成を受けた者で、これらの助成決定を受けた日から5年を経過していない者は、助成金の支給の対象としない。ただし、補聴器の紛失、修理不能等の理由により市長がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

### (対象となる補聴器)

第3条 助成金の支給の対象となる補聴器の種類及び修理部位は、「補装具の種目、購入に要する費用の額の算定等に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第528号。以下「算定基準」という。）の例によるものとする。

### (助成額)

第4条 助成金の額は、対象児が装用する補聴器の購入等に要する費用の額（その額が算定基準に定める補聴器の購入等の基準額を超える場合にあっては、当該基準額）の3分の2に相当する額（その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、購入等をする補聴器が1個の場合にあっては37,000円、2個の場合にあっては74,000円を限度とする。

### (申請の手続)

第5条 助成金の支給を受けようとする対象児又は対象児の保護者（以下「申請者」という。）は、安城市軽度・中等度難聴児補聴器購入等費用助成金（変更）

申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 医師の意見書（様式第2）（購入の場合に限る。）
- (2) 見積書（市の指定する業者の作成したものに限る。）
- (3) 対象児の住民票の写し（住民基本台帳の閲覧に同意しない場合に限る。）

（助成の決定等）

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、助成金の支給をすることを決定したときは、軽度・中等度難聴児補聴器購入等費用助成決定（変更）通知書（様式第3）により、助成金の支給をしないことを決定したときは軽度・中等度難聴児補聴器購入等費用助成（変更）却下通知書（様式第4）により、それぞれ申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による助成金の支給の決定（以下「支給決定」という。）をしたときは、軽度・中等度難聴児補聴器購入等費用助成金支給券（様式第5。以下「支給券」という。）を当該支給決定を受けた者（以下「支給決定者」という。）に交付するものとする。

（変更申請等）

第7条 支給決定者は、支給決定をされた内容の変更をする必要があるときは、安城市軽度・中等度難聴児補聴器購入等費用助成（変更）申請書を市長に提出するものとする。この場合において、市長は、当該変更の内容を審査し、変更を認める場合は当該支給決定の変更をし、軽度・中等度難聴児補聴器購入等費用助成決定（変更）通知書により、変更を認めない場合は軽度・中等度難聴児補聴器購入等費用助成（変更）却下通知書により支給決定者に通知するものとする。

（補聴器の購入等）

第8条 支給決定者は、支給決定に係る補聴器の購入等をする場合は、軽度・中等度難聴児補聴器購入等費用助成決定（変更）通知書に記載された業者（以下「業者」という。）において補聴器の購入等をするものとする。

- 2 支給決定者は、前項の補聴器の購入等の際、支給券を業者に提出しなければならない。

（代理受領）

第9条 支給決定者は、前条第2項の規定による支給券の提出の際、当該支給券に助成金の請求及び受領に関する権限を業者に委任する旨を記載することにより、業者に助成金の代理受領をさせるものとする。

- 2 前項の場合において、業者は、支給決定者に対する補聴器の購入等に要する費

用の請求を、支給券に記載された利用者負担額により行うものとする。

- 3 業者は、代理受領に係る支払いの請求を助成金の支払請求書に支給券を添えて、市長に提出することにより行うものとする。

(補聴器の管理等)

第10条 助成金の給付を受けた支給決定者は、補聴器を目的に反して使用してはならない。

(台帳の整備)

第11条 市長は、助成金の支給の状況を把握するための台帳を整備しなければならない。

(助成金の返還)

第12条 市長は、虚偽その他不正な手段により助成金の支給を受けた者がいるときは、当該助成金に係る支給決定を取り消し、その者から、支給した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に改正前の安城市軽度・中等度難聴児補聴器購入等費用助成事業実施要綱の規定に基づいて作成されている諸用紙は、改正後の安城市軽度・中等度難聴児補聴器購入等費用助成事業実施要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

この要綱は、令和8年5月18日から施行する。